

## 鹿 児 島 県 公 報

令和 5 年 5 月 30 日 (火) 第 417 号 の 4



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 令和 5 年 4 月 9 日 執行の鹿児島県議会議員選挙 (志布志市・曾於郡区) に係る選挙の  
効力に関する異議の申出に対する決定 (選挙管理委員会取扱い) 1

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

## 鹿児島県選挙管理委員会告示第28号

令和 5 年 4 月 9 日 執行の鹿児島県議会議員選挙 (志布志市・曾於郡区) に係る選挙の効力に関し志布志市志布志町安楽207番地 3 イエローアーク202号芝原佳代子外 1 名から提出された異議の申出について、当委員会は次のとおり決定した。

令和 5 年 5 月 30 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成  
決 定 書

志布志市志布志町安楽207番地 3  
イエローアーク202号  
異議申出人 芝原 佳代子  
曾於郡大崎町菱田2432-1  
異議申出人 高谷 秀男

異議申出人ら (以下「申出人ら」という。)から令和 5 年 4 月 20 日異議申出書をもって提起された、令和 5 年 4 月 9 日執行の鹿児島県議会議員選挙 (以下「本件選挙」という。)の志布志市・曾於郡区における選挙の効力に関する異議の申出 (以下「本件異議の申出」という。)について、鹿児島県選挙管理委員会 (以下「当委員会」という。)は次のとおり決定する。

主 文

申出人らの本件異議の申出を却下する。

異 議 の 申 出 の 趣 旨 及 び 理 由

## 1 異議の申出の趣旨

申出人らの本件異議の申出の趣旨とするところは、本件選挙における志布志市・曾於郡区  
の選挙が無効であるということにある。

## 2 異議の申出の理由

公職選挙法 (昭和 25 年法律第 100 号。以下「公選法」という。)第 15 条第 8 項において、  
「各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で  
定めなければならない」とされているが、本件選挙における各選挙区において選挙すべき地  
方公共団体の議会の議員の数 (以下「議員定数」という。)は、志布志市・曾於郡区が 1、西  
之表市・熊毛郡区が 2 となっており、志布志市・曾於郡区の人口は西之表市・熊毛郡区の人  
口より多いにも関わらず、人口に比例した議員定数になっていない。

また、同項ただし書に「特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均  
衡を考慮して定めることができる」とあるが、離島であることを「特別の事情」として西之  
表市・熊毛郡区の議員定数を 2 とするならば、「地域間の均衡を考慮」して志布志市・曾於  
郡区の議員定数も 2 としなければ均衡は図られない。

さらに、鹿児島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成10年鹿児島県条例第2号。以下「定数条例」という。）において、平成23年以降「当分の間」として議員定数の加減を行っているが、すでに相当期間が経過しており、社会通念上「当分の間」とは言えない。

本件選挙における志布志市・曾於郡区の立候補者は二人であったが、同選挙区の議員定数が2であれば、立候補者数が増えていた可能性があり、選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある。

また、異議の申出に先立ち当委員会に対して、定数条例に基づき実施される本件選挙が公選法第15条第8項に違反することを指摘した上で、定数条例における「特別の事情」についての説明を求めたが、議員定数が合法である旨の回答がないのみならず、「特別の事情」についての説明もなく、志布志市・曾於郡区における本件選挙が違法であったことを示唆している。

したがって、本件選挙の志布志市・曾於郡区における選挙は無効とすべきである。

## 決 定 の 理 由

### 第 1 当委員会の判断

本件選挙における議員の定数や選挙区等を定めた定数条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第90条第1項並びに公選法第15条第1項及び第8項の規定により制定されたものである。

選挙の効力に関する異議の申出において選挙が無効になるのは、公選法第205条第1項により、その選挙が選挙の規定に違反して行われ、かつ、その規定違反が選挙の結果に異動を及ぼすおそれがある場合に限られるが、本件選挙は、公選法及び定数条例等に基づき当委員会が適正に執行したものであり、この点、申出人らからも当委員会の管理執行上の瑕疵を指摘する旨の主張はない。申出人らは、定数条例が公選法第15条第8項に違反して、議員定数が異なれば選挙の結果に異動を及ぼすおそれがあるため、公選法第205条の規定に従い本件選挙の志布志市・曾於郡区選挙を無効とすることを訴えているものである。

公選法第202条第1項の異議の申出に関する規定は、同法に基づき実施された選挙につき管理執行上の瑕疵があった場合にこれを無効とし、早期に適正な再選挙を実施して選挙の自由と公正を確保しようとするために設けられたものである。したがって、たとえ選挙を無効として再選挙を実施したとしても、その管理執行上の瑕疵を是正し得ない場合にまでも、異議の申出を許容する趣旨ではない。

申出人らが主張する定数条例の内容自体の瑕疵を理由とする異議の申出は、管理執行上の瑕疵を理由とするものではない。仮に選挙を無効として再選挙を実施したとしても、現行の公選法及び定数条例等に基づいた再選挙にならざるを得ず、申出人らの主張する瑕疵を是正し得ないものである。

以上のことから、本件異議の申出は、公選法第202条第1項の規定により争い得るものとは認められない。

なお、当委員会は、自治法第138条の4第1項及び第180条の5第1項第2号並びに第181条第1項の定めにより置かれる執行機関であり、同法第138条の2及び第186条により法令又は条例等に基づく選挙に関する事務及びこれに関係のある事務を管理し及び執行することとされており、同法第138条の4第2項では法令又は条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができるとされている。

上記自治法等において、当委員会に現行の定数条例を改正する権限は与えられておらず、仮に申出人らが主張するように定数条例が公選法に違反している状態であったとしても、それを治癒する権能はない。

また、申出人らは異議申出書において、異議の申出に係る教示の有無として、本件異議の申出に先立ち令和5年3月28日に定数条例における議員定数等に関する質問状を当委員会に手交する時及び同月30日付けの当委員会からの回答に際し、異議の申出についての教示がなかったと主張するが、質問状に対する当委員会の対応については教示を必要とする

